

(6) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置状況

児童生徒の問題行動等の背景には、学業不振、非行、発達障害、経済的困窮、虐待、保護者の精神疾患等、様々な要因が考えられ、教育の視点だけでは解決方法を見いだすことができない状況にあります。このため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや心の専門家であるスクールカウンセラーのもつ専門性と外部性の利点を生かし、学校現場の生徒指導の機能を高めていくことが必要とされています。

県内には、平成27年度においてスクールソーシャルワーカーが9人配置されており、学校と福祉の橋渡し役として相談業務に従事しています。また、スクールカウンセラーについては、公立小学校は平成25年度から、公立中学校は平成19年度から、県立高等学校は平成24年度から全校に配置され、児童生徒や保護者からの相談に対応しています。

[表 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置]

	スクールソーシャルワーカー	スクールカウンセラー	備 考
群馬県	平成27年度 9人 (前橋市1、高崎市3、県5)	平成27年度 159人 公立のすべての小中学校、 県立高等学校、県立中等教育 学校に配置(100%)	スクールカウンセラー全校配置 公立小学校 平成25年度から 公立中学校 平成19年度から 県立高等学校等 平成24年度から
全 国	平成26年度 1,186人	平成26年度 7,302人 小学校 11,633校(56.6%) 中学校 8,412校(86.7%)	

(県教育委員会調べ、文部科学省調べ)

(7) その他(児童虐待、DV、ニート、居住実態が把握できない児童及び無戸籍の学齢児童生徒)

ア 児童虐待

平成26年度に本県の児童相談所が受理した児童虐待相談件数は958件で、平成16年度の433件の2倍以上となり、過去最多となっています。

[表 児童虐待相談件数]

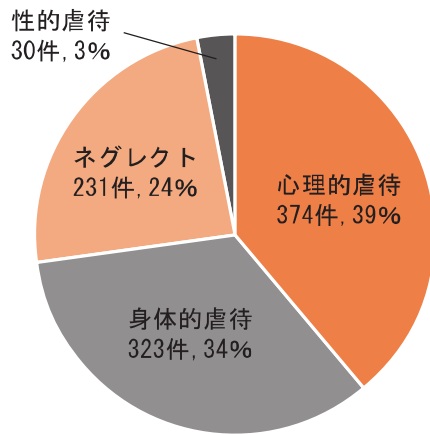
	平成16年度	平成26年度	増 減
群馬県 (受理件数)	433件	958件	525件 (121.2%)
全 国 (対応件数)	33,408件	88,931件 (H27.10.8速報値)	55,523件 (166.2%)

※県:受理件数(年度内に受付した相談件数) 全国:対応件数(年度内に対応した相談件数)  
(平成16年度:厚生労働省「福祉行政報告例」、平成26年度 県:県児童福祉課調べ 全国:厚生労働省調べ)

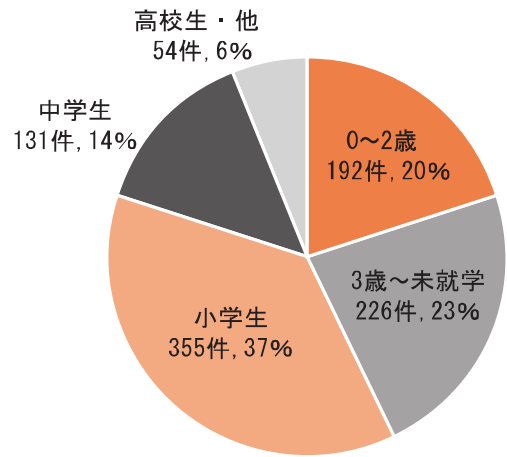
相談内訳をみると、心理的虐待が39%、身体的虐待が34%、ネグレクトが24%、性的虐待が3%となっています。被害者は小学生が37%、3歳から未就学が23%、0歳から2歳が20%で、8割が小学生以下となっています。虐待者は、実母が57%で、実父をあわせた実親が8割を占めています。

[図 児童虐待相談件数（県 平成26年度）]

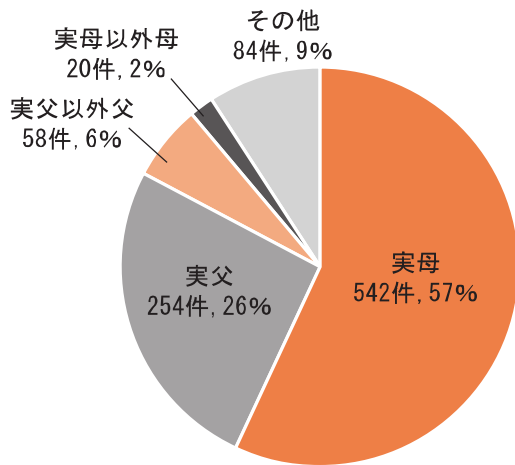
(虐待種別)



(被虐待者年齢別)



(主な虐待者)



(県児童福祉課調べ)

## イ DV

DV相談件数は、DV防止法の改正等に伴い、全国的に平成16年度以降大幅に増加しました。

県女性相談センターをはじめとする県内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は近年減少傾向にありますが、警察におけるDV相談件数は大幅に増加していることから、全体的な件数は増加しています。

[表 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数]

	平成16年度	平成26年度	増 減
群馬県	1,965件	1,863件	▲102件 (▲5.2%)
全国※	49,329件	102,963件	53,634件 (108.7%)

※全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数であり、DV以外の相談を含む。

(県人権男女・多文化共生課調べ、内閣府 [配偶者からの暴力に関するデータ])

[表 警察におけるDV相談件数]

	平成16年	平成26年	増 減
群馬県	298件	1,070件	772件 (259.1%)
全 国	14,410件	59,072件	44,662件 (309.9%)

(県人権男女・多文化共生課調べ、内閣府 [配偶者からの暴力に関するデータ])

## ウ ニート

本県におけるニートの数は、平成24年就業構造基本調査（総務省）によると8,700人と推計され、平成14年に比べ200人増加しています。全国的には減少しているものの、若者の人口が減少する中、その割合は増加しています。

今後は、地域若者サポートステーションなどの支援機関において、より一層の広報や利用しやすい環境の整備のための取組が必要とされています。

[表 ニート (※) 数、割合] 上段がニートの数、下段が割合

	平成14年	平成24年	増 減
群馬県	8,500人 1.6%	8,700人 2.2%	200人 0.6
全 国	694,000人 2.0%	617,300人 2.3%	▲76,700人 0.3

※ここでいうニートは、15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、就業を希望していない者及び求職活動をしていない者をいう。

(総務省「就業構造基本調査」)